商工貯蓄共済制度とは？

商工貯蓄共済制度は、中小企業庁より商工会の事業として認められた **唯一の制度** です。
県内商工会の会員、その家族・従業員の相互扶助により、**事業の拡大・経営の安定・福祉の向上**を図るための制度です。

貯蓄

知らず知らずに貯まります。

将来の資金作りに最適

毎月の共済掛金（1口2,000円と2,500円）から年に1回生命保険料と手数料が差し引かれ、残りの大部分が貯蓄積立金となります。
2年目から大分県商工会連合会が定める金利で複利計算いたします。

貯蓄積立金の返戻

満期	満期到来で、満期時に貯蓄積立金に利息・満期配当金を加算してお返しいたします。
中途解約	被保険者が亡くなられた時、途中で共済を解約される場合、それまでの貯蓄積立金に利息等を加算してお返しいたします。

急な資金が必要な時に積立金の一部を払い出しすることができます。

商工貯蓄積立金一部払出制度

貯蓄共済に加入後1年以上経過している方がご利用できます。
急な資金が必要となった時、解約手続きをせずに、積立金から1年分の保険料と手数料を差し引いた金額を限度額として、加入者ご自身の積立金の一部を払い出しできるというものです。（1万円単位でご利用いただけます）
※詳細は商工会にお尋ねください。

ご利用の限度額

❶申込日の前月末における申込者名義の各契約ごとの貯蓄積立金から、1年分の保険料と手数料を差し引いた額の範囲内で積立金の範囲内とします。
ただし、申込日に満期月を迎えている契約は除きます。
❷一部払出金は、1万円単位の金額とします。

保障

安い保険料で確かな安心。

全国規模の集団扱いなので、格安の保険料で大きな保障

標準10年型「長期保障」モデル
加入時・契約年齢により次の通り（1口について）
（6～46歳）100万円／（47～54歳）50万円／（55～65歳）25万円

標準5年型「短期保障」モデル
加入時・契約年齢により
（6～34歳）30万円／（35～70歳）25万円

特約10年型「災害補償付」モデル
加入時・契約年齢により次の通り（1口について）
（6～46歳）100万円／（47～54歳）50万円／（55～65歳）25万円

保険料
モデル別に加入時の契約年齢・性別により異なります。

保険種類
集団扱定期保険（勤労保険）

引受会社
ジブラルタ生命保険（株）

融資

全加入者の積立金により大きな信用が生まれ経営をサポートします。

［斡旋の対象］	加入後正常に共済掛金を拠出している方
［融資の手続］	融資あっせんをご希望の方は、商工会までご相談ください
［資金の使途］	運転・設備資金・生活資金
［融資の限度］	事業資金：積立額の3倍以内、又は4倍（1名1,000万円）以内 生活資金：積立額の4倍以内とし、最高額を300万円又は年間所得の1/2のいずれか低い額
［融資の期間］	運転資金・・・84ヵ月以内 設備資金・・・120ヵ月以内 生活資金・・・48ヵ月以内
［融資利率］	利率は金融情勢の変化により変更もありますので商工会にご確認ください。

加入の特典

満期更新

満期時に保険契約の継続を希望する場合、満期契約の保険金の範囲内であれば、同一の被保険者について無選択（告知・面接・審査等を受けることなく）で継続できる制度です。
ただし、次のいずれかに該当する場合は保険契約は更新できません。

（1）保険期間満了日までの保険料が払い込まれていない場合
（2）更新日における被保険者の契約年齢が引受保険会社の定める範囲を超えるとき
（3）保険契約に特別扱保険特約が付加されているとき

満期更新割引料

満期月に満期基準掛金額以上の10年満期商品を契約した加入者に、満期基準掛金の2分の1を支払います。

前納報奨金制度

半年分または1年分の共済掛金を前納すると1口当たり、大分県商工会連合会が定める基準により割戻しされます。

あなたの力になります！

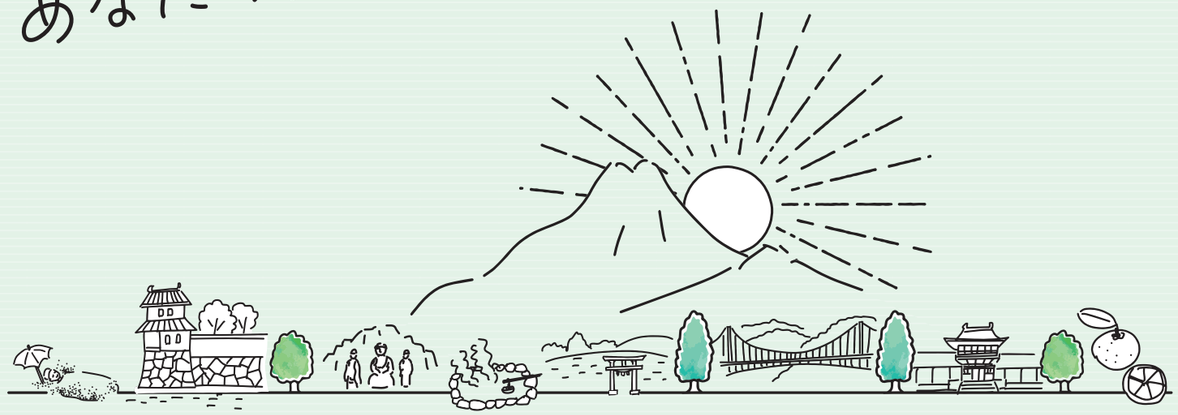

ご加入のご案内

商工貯蓄共済制度

あなたの企業を発展し、ご家族を守るパートナー

加入の特典

01 確実な自己資本ができ、健全経営に役立ちます。

02 低利な融資制度により、事業促進に役立ちます。

03 大きく有利な保障が得られ、生活の安定に役立ちます。

04 人材の確保と従業員の福祉に役立ちます。

商工会名 ……

担当者名 ……

連絡先 ……

ご加入・融資の申し込みはあなたの商工会へ

会員皆様が本制度の趣旨をご理解賜り、積極的な加入をご案内申し上げます。

各市町村商工会・大分県商工会連合会

商工会

2023.04版

加入のご案内

重要事項説明書

01 加入できる方（契約者）

商工会の会員及び家族・従業員です。

02 保険の対象となる方（被保険者）

保険年齢6歳以上65歳以下（モデル1・4）、保険年齢6歳以上70歳以下（モデル6）の健康な方で生命保険会社（引受保険会社：ジブラルタ生命保険株式会社）の承諾される方です。

03 加入口数

加入者に制限はありませんが、被保険者1人につきモデル1とモデル4とモデル6を通算して30口が限度です。（ただし、モデル4は10口が限度です）なお、申し込み時現在、被保険者が満年齢15歳未満で、今回お申し込みいただく加入口数に応じた保険金と既に加入されている保険金額（共済金額含む）を通算して1,000万円を超える場合には、お申し込みをお引き受けすることができません。死亡保険金額1,000万円が限度です。（他の保険会社の契約含む）

04 加入期間

加入期間は長期保障10年（モデル1・4）と短期保障5年（モデル6）です。

05 掛金・経費・保険料

掛金は1口当たり月額2,000円（モデル1・6）、月額2,500円（モデル4）です。毎月の掛金から年に1回、年払の保険料（年齢等により異なる）と手数料（1口/年1,200円）が差し引かれます。

06 積立金および利息

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金となります。2年目から大分県商工会連合会が定める金利で複利計算されます。

07 貯蓄積立金部分について

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

08 個人情報保護法について

商工貯蓄共済制度において取得する個人情報の利用目的については、商工貯蓄共済加入申込書に記載のとおりです。

貯蓄・保障の内容

	model I モデル1	model VI モデル6
特　徴	長期保障 基本タイプ	短期保障 5年満期、70歳までOK
加入期間（満期までの期間）	10年	5年
被保険者加入時年齢（保障対象者）	5歳7ヶ月 ～ 65歳6ヶ月	5歳7ヶ月 ～ 70歳6ヶ月
掛　金	月額 2,000円	月額 2,000円

掛金の大部分は、貯蓄となりますが、保障部分の保険料及び事務経費（年額1,200円）は、一年に一度、貯蓄から差し引かれます。なお、保険料は年齢・性別に応じて定められております。

被保険者加入時年齢	6～46歳	47～54歳	55～65歳	6～34歳	35～70歳
死亡保険金※1	100万円	50万円	25万円	30万円	25万円
高度障害給付金※2	100万円	50万円	25万円	30万円	25万円

※1：不慮の事故および病気等により死亡したとき
※2：不慮の事故および病気等により高度障害者となったとき

加入例

被保険者が加入時20歳の女性の場合（モデル1/1口加入）

［掛金月額］	2,000円	（10年間 240,000円）
［年間保険料］	960円	（10年間 9,600円）
［年間手数料］	1,200円	（10年間 12,000円）
［年間貯蓄積立金］	21,840円	（10年間 218,400円＋利息）

※2023年4月現在

解約時にお支払いするもの

区分	保障		積立	
	保険金	配当金等	積立金	利息
死亡等	○	○	○	○
中途（解約）		○	○	○
満期		○	○	○

（注）配当金及び積立金利息は変動（増減）します。

貯蓄積立金イメージ図

（保険金100万円）

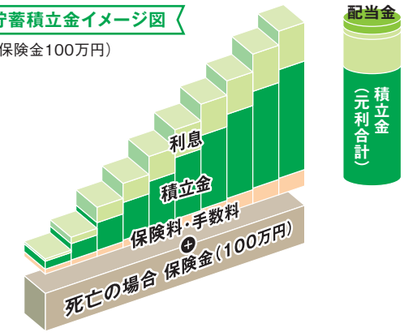

保険金と診査区分

告知書扱※1　診断書扱※2　診査医扱

加入期間	保険金1口当	加入時年齢（保険年齢）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	契約限度額
10年	100万円	6～14歳																															3,000万円
		15～39歳																															
		40～45歳																															
		46歳																															
	50万円	47～54歳																															1,500万円
	25万円	55～65歳																															750万円
5年	30万円	6～34歳																															900万円
	25万円	35～70歳																															750万円

※1：審査基準の適用にあたっては1年以内の全契約を通算します。ただし、新契約・同時契約・5年以内の告知扱既契約を通算して、上記死亡保険金範囲内のとき、告知扱を適用します。（商工貯蓄共済制度の生命保険部分以外の保険種類についても通算対象となりますのでご注意ください）
※2：「診断書扱」については、審査基準上、人間ドック成績表または健康診断通知書（申込日（告知日）から1年以上以内の受診のもの）を借用するか、コピーを提出していただくことにより、嘱託医の診査にかえることが可能な範囲（15歳以上）とする事をいう。

税務の取り扱い

集団扱い定期保険料

個人事業主が加入者の場合、家事費となる保険料、または個人が加入者の場合の保険料は、生命保険料控除の対象となります。
年間経費…加入者が法人・個人事業主の場合は損金（必要経費）処理ができます。

法人が加入者の場合

被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	損金
役員・従業員	法人	損金
役員または特定の従業員のみ	親族	役員報酬、またはこの従業員の給与
役員・従業員	親族	損金

個人事業主が加入者の場合

被保険者	受取人	取り扱い
事業主	親族	家事費
青色専従者	親族	必要経費（専従者の給与）
白色専従者	親族	家事費
青色専従者・従業員	事業主	必要経費
従業員	事業主	必要経費
従業員	親族	必要経費

災害特約保障内容（モデル4）

不慮の事故に備えたワイドな保障です

職種により加入できない場合がありますので、商工会にお問い合せください。

保障の内容（1口あたり）

災害保険金

❶不慮の事故により、事故の日から180日以内に死亡したとき
❷法定および指定伝染病により死亡したとき

6～46歳	100万円
47～54歳	50万円
55～65歳	25万円

災害給付金

❶不慮の事故により、事故の日から180日以内に身体障害の状態になったとき

障害の程度に応じて災害保険金の
1割～10割（通算10割）

入院給付金

❶不慮の事故により、事故の日から180日以内に5日以上入院したとき（ただし4日間免責）

（給付日額）500円
（入院日数）1回の入院は120日で通算700日が限度

死亡保険金

不慮の事故および病気等により死亡したとき

6～46歳	47～54歳	55～65歳
100万円	50万円	25万円

高度障害給付金

高度障害者になったとき

※災害保険金は死亡保険金に加算されて支払われます。